

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 5 回）

日時：令和 8 年 9 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業

【審議資料】

資料 1 「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」

資料 1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料 1－2 「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

<出席者>

第一部会長 山下委員

飯泉委員

尾崎委員

玄委員

高橋委員

速水委員

横田委員

(7名)

白石政策調整担当部長

西原アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和 8 年 9 月 17 日

(事業名称) 都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業

1 選定した環境影響評価の項目 6 項目 (選定した理由 p. 98～99)

騒音・振動、地盤、水循環、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物

【騒音・振動】

本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部で夜間工事が想定されていることから、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行い、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 11項目 (選定しなかった理由 p. 100～102)

大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、温室効果ガス

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」
環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	9 件
周知地域区長からの意見	1 件
合 計	10 件

2 都民からの主な意見

(1) 騒音・振動

- ・ 地下工事に伴う騒音や振動、事業完成後の鉄道の地上部への騒音、振動などがどの程度あるのか懸念している。大深度地下だから影響がないということはないのではないかと。特にシールド工事に伴う騒音や振動は、地上部からは見えないことから、工事の方法、評価について、具体的に示すこと。
- ・ 現在多摩川線は3両で運行していて、それでも踏切近くのカーブの音がうるさくて疲弊している。完成後は416本ほど運行する予定であると聞いた。色々な車種の8両以上の列車が通ると騒音は確実に増えると思われる。騒音の調査は地下化した辺りで行われるようで、カーブ辺りの事は検討されていないように見えた。完成後の毎日の騒音が心配なので、工事期間の騒音だけではなく、完成後の8両に対応できていないカーブ辺りの騒音対策を検討いただきたい。
- ・ 多摩川線沿線の多くの駅が通過駅になるこの計画では踏切が閉まる時間も長くなり、騒音の問題も懸念される。

(2) 土壌汚染

- ・ 蒲田駅地下からの工事はシールド工法とのことである。シールド工法では汚染残土が発生すると思われるが、その処理はどのようにするのか。

(3) 地盤

- ・ 近年、地下工事や下水管や水道管からの漏水などに伴う道路の陥没や地盤沈下などが、大きな事件となっている。今回の事業では、こうした点について、どのように対応、評価していくのか、きちんと説明を行っていただきたい。蒲田駅近くは現在行われている地下駐輪場工事でも地盤の問題で遅延している。

(4) 景観

- ・ 地下化した場合に生じる地上の空間はどのように活用するのか。特に、蒲田駅における多摩川線の地下化にともない生じる地上部の空間の活用は、地域に大変大きな影響を与える。地上部に作られる換気口や出入口は、デザイン等を考慮して街の景観に寄与できるような施設づくりとしていただきたい。

(5) 自然との触れ合い活動の場

- ・ 西蒲田公園を施工ヤードとして一部使用する計画が示されているが、西蒲田公園は地域の子どもたちにとって貴重な遊び場であり、健康な成長を支える重要な「自然との触れ合い活動の場」である。約10年という長期の工事期間において、公園の一部が施工ヤードとして占有されることは、子どもたちの遊び場を長期間奪うことになり、深刻な影響が懸念される。施工ヤードの配置や規模、工法を再検討し、可能な限り公園の利用制限をしない、あるいは占有面積や期間を最小限に抑える計画を強く求める。
- ・ また、工事完了後の現状復旧については、「現状と同程度」とするだけでなく、長期間の利用制限を強いることを踏まえ、子どもたちがより安全に、かつ自然と親しめるような環境への向上（緑化の強化や遊具の充実など）を検討していただきたい。

(6) 温室効果ガス

- ・ 調査計画書では、建設機械や工事用車両の稼働による影響は小さいとして選定から除外されている。しかし、駅舎やトンネル（箱型・円形）の構築には膨大なコンクリートや鋼材などの資材が使用され、これらの資材の製造・運搬過程、および施工段階で発生する膨大なCO₂排出量（エンボディド・カーボン）を無視することはできない。東京都が掲げる「2050年ゼロエミッション東京」の実現、および東急電鉄が掲げる「環境ビジョン2030」に照らし合わせても、建設段階におけるライフサイクル全体のCO₂排出量を定量的に算出し、評価項目に加えるべき。
- ・ 完成後の削減効果について、調査計画書では「鉄道への転換によりCO₂排出量の削減が期待される」と抽象的な記述に留まっている。事業の正当性を環境面から示すためにも、相互直通運転による自動車から鉄道へのモーダルシフト効果などを踏まえ、完成後に年間でどの程度のCO₂削減が見込まれるのか、具体的な数値をもって示すべき。また、その削減効果によって建設段階で排出したCO₂を何年でオフセットできるのかといった長期的な視点での評価も併せて求める。

(7) その他

- ・ 新蒲田駅の出入り口と京急蒲田駅との連絡方法は、平面図等も示し、具体的に示すべき。特に、出入口等は地域への影響も大きいため、早期に示すべき。
- ・ 蒲田から京急蒲田に通じる道路は、地域の枢要な道路である。シールドによる地

下化が主体とはいえ、立坑や地上部との連絡施設などを整備しなければならない。
工事期間中の交通処理などはどのように行うのか、大変心配している。

- ・ 今回の地下化した鉄道では、地震対策がされているか。地震については、まだまだ人知の及ばない自然現象である。
- ・ 近年気候変動で豪雨が頻繁に起こり各地で大きな災害が起こっている。特に地下設備については危険度が大きい。矢口渡付近は軟弱地盤であり多摩川も近い。区民の安全を図ることが一番ではないか。
- ・ 地域商店街の立ち退き、東急ストアの撤退の可能性も示唆され、近隣の区民にとって不便になり、商店街に出店する商店主の皆さんにとっても不安がある。
- ・ これから都市計画案や環境影響評価書が提示されるが、地域住民の理解と協力が得られるよう、今後もできるかぎり具体的かつ丁寧な説明を求める。
- ・ 大田区民にとっては、乗り換えの時間が増え、電車の通過待ちなど不便になる。また京急蒲田地下駅ができて、現状と比べてもほとんど「時短」にならない。空港までつながらないという、意味不明の新空港線の計画より、物価対策などに税金を使ってほしい。大田区の予算の無駄使いであり、区民にとって何のメリットもないこの計画に反対する。
- ・ 多摩川線の各駅に停まる列車の本数が減れば、混雑が予想される。多摩川線の狭いホームに、少ない本数の列車に乗るために短時間に乗客が詰めかければ、事故が不安である。

3 周知地域区長からの意見

【大田区長】

(1) 総論

本事業は、東急蒲田駅から京急蒲田駅までの延長約0.8キロメートルに新たに鉄道を建設し、これに伴い、東急多摩川線矢口渡駅先から東急蒲田駅までの延長約0.9キロメートルを地下化する計画となっている。

事業区間周辺は多くの区画が商業地域であるものの、第一種住居地域も含まれ、沿線には保育施設、教育施設及び多くの住宅が面していることから、環境基準の遵守のみならず、建設作業及び鉄道走行由来の低周波や、夜間作業の照明による光害等、基準の設定が未整備の公害についても最大限配慮し、生活環境の保全に努めていきたい。

(2) 各論

1 大気汚染

工事の施工中において、建設機械の稼働による長期的影響や工事用車両の走行に伴う影響を少なくするよう配慮いただきたい。

なお、事業区間周辺の大気汚染常時測定局として、現在一般局2か所と自排局1か所が示されているが、想定される主な工事用車両走行ルートとして示されている都道311号線（環状8号線）、国道15号線（第一京浜）沿いの測定局にも影響があると想定される。今後の施工計画等にあたっては、大田区測定局の羽田、東矢口、東京都測定局の環八通り千鳥、国土交通省観測の東矢口、大森東などの測定結果も考慮いただきたい。加えて、参照元である令和5年度版大田区の環境調査報告書は発行年度が古いため、常に最新の情報を参照すること。大田区測定局の最新結果は都オープンデータカタログサイトに掲載しているため、活用されたい。

2 騒音・振動

<工事の施工中>

工事用車両の走行に伴う騒音・振動について、車両の増加割合が低く周辺の環境に及ぼす影響は小さいと考えられるため、予測評価の対象としないこととしている。しかし、工事用車両は大型車が主体であり、資材搬入出時など時間帯によっては多数の大型車が出入りし、隣接する道路の騒音・振動を増大させることが想定されるため、配慮いただきたい。

建設作業に伴う騒音・振動について、鉄道工事という特性上、夜間～早朝作業等による騒音・振動の発生が危惧される。区民の生活環境に大きな影響を与える時間帯であることから、環境基準に適合させるとともに、十分配慮いただきたい。

<工事の完了後>

鉄道騒音の評価について、「新線の基準」に基づき評価する、とあるが、S1地点周辺は大規模改良区間である。指針「在来鉄道の新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（環境庁）」によると、大規模改良線は「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」とある。掘割区間であるS1地点周辺では鉄道騒音の増大が危惧されるため、新線のみならず大規模改良線の評価指針にも基づき評価し、改良前よりも騒音状況が悪化することのないように必要な防音対策を講じていただきたい。

本事業により新しく整備される留置施設について、始発や終電の前後に列車の出入りが想定されるため、周辺の騒音・振動についても配慮いただきたい。

換気施設の送風機について、消音機を設置するなどの対策を講じることから、周辺に影響を及ぼすような騒音・振動を発生させることは無いものと考えられるため、予測評価の対象としないこととしている。しかし、区には毎年送風機の騒音による苦情が多く寄せられているため、騒音対策には十分配慮いただきたい。また、消音機を設置する等の対策をとることであるが、経年劣化により騒音の発生が想定されることから、定期的に適切なメンテナンスを行い、騒音の発生源とならないよう配慮していただきたい。

<共通>

低周波音について、周辺に影響を与えるような低周波音を発生させることはないため予測評価の対象としないこととしている。しかし、工事の施工中及び完了後においては周辺住民の生活環境への影響を十分考慮し、低周波音を含む騒音等に十分配慮いただきたい。また、区民から相談が寄せられた際は真摯に対応し、影響が認められた場合には必要な対策を講じていただきたい。

大田区内は町工場が多く、精密機械工場においてはわずかな振動でも作業に影響が出ることもある。工事の施工中及び列車の走行による鉄道振動については、大田区の地域特性も踏まえて配慮いただきたい。

3 水質汚濁

工事の施工中に地盤改良のため薬液注入が必要となった場合、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に沿って適切に対応していただきたい。

事業区間周辺は合流式下水道であり、降雨量が多くなると下水道の汚水が未処理のまま川や海など公共用水域に排水されることがある。工事排水を事業区間の区域内で処理する際は、公共用水域に排水される可能性があることも想定し、水質汚濁負荷の低減に配慮いただきたい。

近年、集中豪雨や台風による大雨が多発しており、内水氾濫や、急激な排水量の増加に伴う下水道負荷が問題視されている。工事の施工中から供用後に至るまで、施設内排水の逆流防止及び下水・公共用水域への未処理排水流入防止の観点から、事業区間内の排水処理施設（貯留タンク）は十分量確保するなどの配慮をいただき

たい。

4 土壌汚染

第6章地域の概況（環境項目）において、区が公開している「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づく工場・指定作業場名簿及び土壌汚染情報公開台帳の情報の中で、事業区間に該当する情報があつた場合は、環境確保条例及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱に基づき適切に対応いただきたい。

また、事業区間周辺の地質として有楽町層の存在が示されているが、有楽町層には砒素などによる自然由来の重金属汚染が確認されている。さらに、大田区は臨海部であり、ふっ素やほう素など海水由来の土壌汚染が存在する可能性もあるため、工事により汚染土壌の拡散が生じないように配慮いただきたい。

5 地盤

大田区は地下水位が高く、地下工事によりある程度の地下水湧出が想定される。地盤沈下は区民の生活に大きな影響を与えるため、項目として選定されている水位管理等を十分に行うとともに、工事の施工方法についても配慮いただきたい。

6 水循環

地下水の流況や水位低下に関する評価については、地盤沈下のみならず、広域的な影響についても地下水保全の見地から配慮いただきたい。特に、事業区間周辺には地下水利用施設が存在し、工事による地下水流況への影響が危惧される。水利用の状況結果については地形・地質を考慮しながら広範囲に確認し、必要に応じて予測調査範囲の拡大を考慮していただきたい。

7 自然との触れ合い活動の場

事業区間周辺には西蒲田公園、京浜蒲田公園などが点在しており、公園は自然との触れ合い活動ができる貴重な場である。これらの機能に影響を及ぼすことのないよう十分配慮いただきたい。

また、工事の詳細は示されていないが、工事の施工中において、西蒲田公園を施工ヤードとして一部使用するとある。公園の植物、特に樹木の状態に著しい影響を及ぼさないよう配慮いただきたい。

8 温室効果ガス

温室効果ガスの発生は、建設機材等の稼働が限定的であることや、現況交通量に対する工事車両の割合が小さいため、影響は少ないとのことであるが、自治体における温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題であることから、工事期間中から供用後において、省エネルギー型の設備機器や再生可能エネルギー電力、環境配慮型の建材などを導入し、温室効果ガスの排出抑制に最大限配慮いただきたい。

「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和8年8月3日に「都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部で夜間工事が想定されていることから、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行い、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和8年8月3日	調査計画書について諮問
部 会	令和8年9月17日	環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 騒音・振動、地盤、水循環、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物 【選定しなかった環境影響評価の項目】 大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、温室効果ガス 総括審議
審議会	令和8年9月	答申(予定)